

企業会計基準公開草案第25号「棚卸資産の評価に関する会計基準（案）」 に対する意見

平成 20 年 5 月 26 日
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました標記公開草案に対して次のとおり意見を申し上げます。

1. 会計基準の名称変更について

（コメント）

本会計基準の名称を「棚卸資産に関する会計基準」に変更すべきである。

（理由）

現行の企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、本来の目的が棚卸資産の期末における評価基準について規定するものであったことから、「評価に関する基準」としたものと考えられる。今回の改正により、棚卸資産の評価方法についても定められたことから、評価基準に限定したような名称を改正し、「棚卸資産に関する会計基準」とすることが好ましいのではないかと考える。

2. 最終仕入原価法の記述削除について

（コメント）

会計基準第34-4項における、最終仕入原価法に関しての記述は削除すべきである。

（理由）

今回の会計基準改正の主題は、棚卸資産の評価方法として後入先出法の採用を認めないことであり、また、それを認めないとする論拠をどこに求めるかにある。したがって、そのための検討は大いにする必要があると考えるが、最終仕入原価法は、会計基準第34-4項でも記載されているように、企業会計原則注解（注21）で規定されている棚卸資産の評価方法として例示されていない棚卸資産の評価方法であるから、後入先出法の採用の可否と同列で検討しなければならない必要性は認められない。また、今回の会計基準改正の主題に対する検討内容をより明確にするためにも、第34-4項は削除すべきと考える。

3. 会計基準第72項の削除について

(コメント)

会計基準第72項は削除すべきである。

(理由)

会計基準第72項の記載内容は、財務諸表利用者が企業分析をする上で有用な情報に対して、注記として財務諸表に開示することを容認したものである。このようなテーマは、非常に重要なテーマであり、本会計基準で取り扱う棚卸資産だけの問題ではない。したがって、会計記録に基づかない有用な情報の開示を会計基準として求めるのであれば、どのような内容が有用な情報であるか、あるいは、当該情報はどのような資料から求められたものであればよいか等について、改めて検討すべきであり、そのような検討を行わずにここに記載することは好ましいものではない。したがって、会計基準第72項は削除すべきと考える。

4. 計算例2における前提条件の再検討について

(コメント)

計算例2の前提条件として記載されている「B社は複数の事業分野に参入しているが、このうちY事業に係る商品について」という文章は削除し、前提条件の記載内容を再検討すべきである。

(理由)

計算例2は、会計方針の影響額を算定する上での概算計算について説明しているものとする。その趣旨から判断して、「B社は複数の事業分野に参入しているが、このうちY事業に係る商品について」という記載は不要であり、かえって設例を複雑にしているものと思われる。したがって、前提条件の内容を整理し、全体的記載を明瞭化する必要がある。

5. 早期適用の取扱いの追加記載について

(コメント)

平成20年4月1日以後開始事業年度からは、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（平成18年会計基準）が適用され、平成22年4月1日以後開始事業年度からは、本会計基準（平成XX年改正会計基準）が適用されることとなる。

この場合、平成18年会計基準の適用年度では棚卸資産評価損が計上され、平成XX年改正会計基準の適用年度では保有利益が計上されることとなる。後入先出法採用企業には、期首棚卸資産の年次別階層管理をしている企業があり、特に、平成18年会計基準の適用年度では一部の単価の高い階層部分で棚卸資産評価損が計上され、平成XX年改正会計基準の適用年度では保有利益が計上されることとなる。

このように損失と利益が交互に計上されることから、以下の取扱いを明らかにする必要がある。

- ① 後入先出法採用企業の期首棚卸資産の単価計算に厳密な年代階層管理による方法以外にも平均単価を用いることが容認されることを示す文言又は計算例の記載
- ② 平成 18 年会計基準適用年度と同時に平成 XX 年改正会計基準の早期適用をする場合、評価基準適用による評価損と期首棚卸資産の保有利益実現額の損益計算書上の開示の取扱いの明示（総額表示が要求されるとするか純額表示で差支えないとするか。）
- ③ ②の場合の会計方針の変更の影響額の算定に係る計算例の開示
 なお、評価基準及び評価方法を同時に変更した場合、その影響額の計算は複雑となるため、例示を示す必要がある。

6. 四半期財務諸表における取扱いの追加記載について

（コメント）

会計基準第 21-3 項を適用して、保有損益に対する当期の損益に計上された部分を特別損益に計上する会計処理を行う場合、後入先出法から総平均法に評価方法を変更したケースでは、第 1 四半期で算出された特別利益より、第 2 四半期累計で算出される特別利益が少なくなる場合も考えられる。そのようなケースに対する会計処理についても、計算例により説明することが望ましいものとする。

7. コメント募集の末尾記載事項（なお書き）について

（コメント）

本会計基準の適用時期について、「東京合意」に基づき、国際財務報告基準とのコンバージェンスの加速化を進めていくためには、平成 22 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からの適用でよいものとする。

8. 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」との関係について

（コメント）

例えば、重要な米国子会社が後入先出法を採用しているような場合、実務対応報告第 18 号でいう「明らかに合理的でないと認められる場合」に該当し、連結決算上で修正を行う必要があるのか等、連結決算手続における在外子会社の会計処理の統一に関する追加的な取扱いについても、本会計基準で明らかにされるよう要望する。

以 上